東京都福祉局

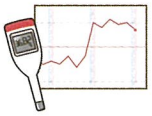
特定不妊治療費（先進医療）助成事業

体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される**「先進医療」**に係る費用の**10分の7**について、**15万円**を上限に助成します。

詳細は東京都福祉局HPでご確認ください

福祉局　特定不妊治療費　検索

☑ 対象となる先進医療



現在告示されているもの

- SEET 法
- タイムラプス
- 子宮内膜スクラッチ
- PICSI
- ERA / ERPeak
- 子宮内細菌叢検査（EMMA / ALICE）
- IMSI
- 二段階胚移植法
- 子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査）
- タクロリムス投与療法
- 膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別）
- 着床前胚異数性検査（PGT-A）

※最新の登録情報は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

☑ 主な対象要件

①「1 回の治療」の初日から申請日まで婚姻関係があること（事実婚を含む）。
②「1 回の治療」の初日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して東京都内に住民登録をしていること。
③「1 回の治療」の開始日における妻の年齢が 43 歳未満であること。

☑ 申請期限



「1 回の治療」が終了した日の属する年度末（3 月 31 日）まで

※申請には医療機関作成の受診等証明書が必要になります。
作成には時間や文書料がかかる場合がありますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。



お問い合わせ先　東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課
母子医療助成担当　電話：03-5320-4362

原則、電子にてご申請ください。

ここから申請



リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。